

平成 23 年度税制改正大綱

あくまで「大綱」です。このとおり改正されるとは限りません。

足腰の弱い政権です。成立する前に腰砕けになるかもしれません。政権すら倒れているかもしれません。

あたかも改正されたの如く的口調で書いていますが、そのあたりはご了承ください。

1 納税者権利憲章が策定されます。

納税者権利憲章を策定して、納税者の権利利益の保護を図るとの趣旨を法律で明確にしています。

戦後の税務行政上初めての大変革です。

税務調査において、税務調査の理由開示、事前通知、結果の文書通知等が盛り込まれています。例外規定もありますし、文書化等がなされると、税務署としても、今までのような、まあまあの結論も難しくなるかもしれません。

結果としては税務訴訟も増えてくると思います。

何十年と行ってきた税務調査等の手続き等の発想が大幅に変わり、税務行政側の混乱も予想されます。

当然、税理士も同様です。

ただ、納税者の権利を守ろうとする精神が随所に現れているのは、民主党ならではの改正といえるでしょう

以下、更正の請求（こうせいのせいきゅう）の改正を例にしてお話します。

2 更正の請求（こうせいのせいきゅう）のできる期間が、1年から5年になります。

更正の請求とは、「税金を過大に申告してしまったので税金を返してくれ」と請求する権利です。

当初申告した税金が少なかった場合、納税者はそれを増額訂正するには修正申告という自主的な申告をすることができます。

それに対して当初申告した税金が多すぎた場合、納税者はそれを自ら減額するとの申告はできません。更正の請求という書類を税務署に提出して、税務署長が「よし」と判断すれば、税務署長の職権で税額を「更正」つまり直して、還付してきます。

そしてその更正の請求の期間は1年とされています。

税務調査等を受けて増額の非違事項があった場合は、3年分の修正申告を求められたとの経験があると思いますが、税金を減額してくれとの権利が1年では不均衡ではないかとの思いが生じるのは自然でしょう。

理由は申告納税制度にあります。

申告納税制度は、戦後アメリカの進駐軍により導入された、当時？としては先進的な考えの制度であり、私たち税理士制度の根幹を成すものと教えられてきました。

“自らの所得は自分が一番よく知っている、だから自分の所得は自分が自ら計算し自ら申告して納付するものである、”この考えが申告納税制度の考え方です。

ちょっと考えると大変崇高な考えですが、突き詰めると、いい加減な気持ちで計算して申告をすることは許されない、つまり過少な申告をして税務署に指摘された場合は罰金をとる、過大な申告をしたものは勝手に過大に申告したのであるから税金は返さない、との考え方となってきます。

「間違いは1年以内に気付け」ということです。

でも、1年というのはあまりに短いではないか、との意見に対しては、課税庁側は次のように説明してきました。

「税務署は適正課税をモットーとしているので税金が過大に申告されていると判明すれば更正の請求という形でなくても、課税庁側の判断で職権により減額の更正をします。」

実際、税務署員の研修資料にその旨が書かれていますし、国税庁のホームページの税務大学校の論文にも書かれています。

つまり、税務署は調査するかどうかを判断する権限は有しているが、増額であろうが減額であろうが、調査して、是正しなければならぬと判明した場合は、それを是正、つまり更正する義務があるとしていました。

ところが実務になると、直前年分は更正の請求をだし、同じ理由でその前の年分は、職権で更正してくれとのお願い文（嘆願書といいます）を出しますと、税務署から、強い口調で、一年は更正の請求により税金は返すが、それ以前は単にお願いに過ぎないので還付はしないと返事してきます。

そこで言い合いとなります。

税務訴訟では、税法で更正の請求期間が1年と定められている以上、その壁を突き破ることはできません。

このたびの改正で更正の請求期間が1年から5年になります。

税務署側が、いままで納税者側のお願いに真摯に答えてきていれば、お互いの話し合いのもとで円満に解決できたのに、自らの公僕の姿勢を貫くことを忘れてしまったつけが回ったということでしょうか。

5年に遡って更正の請求が認められれば、当然、トラブルは激増し、税務訴訟は激増すると思われる。

なお、更正の請求には証拠書類の添付が義務付けられます。

また、当然、増額更正の期間も5年となります。つまり、税務調査等で是正を求められるのも、3年から5年となります。

3 法人の青色申告の欠損金の繰越期間が7年から9年になります。少し前まで5年でしたから、ずいぶん長くなりました。

そのかわり、税務署が是正を求める欠損金の更正期間も7年から9年となります。

4 法人税率が下がることは、テレビ等でも報道されていますので、省略します。

5 雇用促進税制が創設されますが、私どもの関与先では適用を受ける企業はほとんどないと思いますので省略します。

6 試験研究費の税額控除制度が廃止されます。

当事務所では積極的に取り組んできましたが、試験研究費に含まれる人件費は専任研究者である従業員の人件費に限られていましたから、社長自らが研究したり、兼任者の多い中小企業に比

べて大企業優遇との感は否めませんでした。

7 中小企業者の特別償却等、適用対象となるソフトウェアの適用要件を見直すとあります。
何度読んでも分からない定義でしたから、ありがたいです。

8 給与所得の概算必要経費といわれる給与所得控除の金額は、給与の金額に応じて計算されていますが、上限を 245 万円とし、給与等の収入金額が 1,500 万円以上の場合は 245 万円の同額となります。

9 役員の給与については、給与所得控除の縮小がさらに図られています。

たとえば、役員の給与が 2,500 万円の場合は、上記の 245 万円ではなく 185 万円となります。
私は、やむを得ないと思います。

以前の特権支配同族会社の役員給与の一部損金不算入の代わりとなる制度ですが、前のように一部の企業を差別と偏見により形式的に狙い撃ちするのではなく、すべての法人の役員を対象としたことにホットしています。

個々の事情は、給与所得控除の実額控除制度（特定支出控除）の改正で対応することになるでしょう。

実額控除制度の見直しでは、図書購入費、職務に必要な交際費等も含まれるとされています。
個別検討は、詳細が判明してからになります。

10 相続税が増税されます。

基礎控除額が $(5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$ が $(3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$ に改正され、税率のきざみも細かくなり高くなります。

たとえば、相続財産が 1 億円で、法定相続人が 2 人で配偶者がいない場合、改正前は 350 万円の相続税でしたが、改正後は 770 万円になります。

11 贈与税は、基礎控除額の年 110 万円は変わりませんが、税率のきざみは細かくなります。しかし税率は低くなります。特に 20 歳以上のものが父母、祖父母から贈与を受けた場合の税率は低くなります。

12 相続時精算課税制度の適用対象者を、贈与側は 65 歳以上を 60 歳以上とし、贈与を受ける側は 20 歳以上と変わりませんが、孫も OK となります。

13 父母、祖父母からの住宅取得等資金の贈与の贈与税の非課税制度について、従前は建物の新築資金しか認められませんでした。翌年の 3 月 15 日までに住宅を新築することを条件にその敷地を取得する資金に対しても認めるとしています。

要は、死ぬまで財産を握っていると相続税が高いので、生前にせいぜい子どもたちに贈与して子どもたちに使わせてやれ、それが嫌なら相続税対策のために投資して、消費を促し景気を良くしろということでしょう。理には叶っています。

ただ、相続税の基礎控除額が大幅に下がったことにより、相続時精算課税制度は使いにくくなりましたし、過去に相続時精算課税を選択した人の思惑も大幅に狂ってしまいました。その手当はし

てほしいです。

14 いままで公益法人であった退職共済団体は、公益法人改革により共済事業は公益目的とならないことから公益認定を受けることは不可能であり、一般社団法人、一般財団法人への移行が避けられない状態でした。

その場合の大きなデメリットは、運用益に源泉所得税がかかることであり、これにより実質利回りが20%ほど下がってしまうことでした。

このたびの改正で、非課税とするとの手当がなされ、一件落着となりそうです。

15 所得税等の扶養控除の見直し

先の税制改正で、子ども手当の支給と高校授業料の無償化の措置により扶養控除の縮減が行われましたが、さらに、このたびの改正で、23歳以上70歳未満の扶養親族については成年扶養親族として次のように取り扱われます。

先の改正と合わせて簡単に説明します。

なお、下記表の特定成年扶養親族とは、「65歳以上70歳未満のもの、または障害者、要介護認定、要支援認定を受けているもの等、または学生に該当するもの」を言います。

かなり無理がある複雑さです。

年齢	改正前		改正後	
0歳～15歳	扶養親族	380,000		0
16歳～18歳	特定扶養親族	630,000	扶養親族	380,000
19歳～22歳			特定扶養親族	630,000
23歳～64歳	扶養親族	380,000	特定成年扶養親族に該当するもの	380,000
			その他の成年扶養親族で本人の所得金額が400万円以下に該当するもの	380,000
			その他の成年扶養親族で本人の所得金額が400万円以上500万円以下に該当するもの	0円から380,000 (38万控除－所得者の所得金額×38%)
			その他の成年扶養親族	0
65歳～69歳			特定成年扶養親族	380,000
70歳～	老人扶養親族	480,000	老人扶養親族	480,000

家計に厳しいといいますが、子ども手当等はマイナスの所得税と位置づけられていますから、扶養控除等の縮減は当初の予定通りであり、全体像としては整合性があります。

6 勤続年数5年以下の退職による退職所得の計算にあたり、最後に2分の1して税率を適用する計算が廃止されます。これは、天下り役人が短期間の勤務でいくつかの公益法人等を渡り歩き、その都度、退職金を受け取り、最後は所得を1/2にして税の優遇を受けることを阻止するためのものです。よい改正だと思います。

ただし役員に限られますので、事務局長は除かれます。